

平成30年度法人及び各事業所の運営方針・事業計画

平成30年3月16日

社会福祉法人 愛恵協会

平成 30 年度 社会福祉法人愛恵協会 運営方針事業計画(案)

愛恵協会は昨年度の「愛恵園授産所」の建替えが完了し、生活保護・生活困窮者対応の基盤作りがなされました。今年度においては、幸田町での福祉サービス拠点として、幸田町障害者地域活動支援センターの指定管理がスタートするとともに、老朽化したステップやまなかをなかしばエリアに移転し、新たな拠点作りと地域交流を図る為の環境整備に取り組みます。

また、グループホーム・居宅介護事業等を活用した障がい者が望む地域生活支援の充実を図ります。引き続き活動エリアを岡崎市・幸田町を中心とします。

これらを推進する法人組織は社会福祉法改正により、執行機関としての理事会、議決機関としての評議員会の体制が整い、社会福祉法人としての自覚を持った事業運営に努めます。

本年度も、当事者主体のチーム支援を意識した活動を展開します。

事業計画

1. つどい作業所・つどいの家の指定管理を円滑に進め、全事業所の安定した事業運営を目指し、地域と連携できる体制の整備を図ります。
2. なかしばエリアの環境整備を進め、新たな拠点作りとしてステップやまなかの整備及び地域交流の場として活用します。
3. 地域生活を支えるため、各機関の連携によりショートステイ・日中一時・グループホーム・居宅介護事業等の充実に努めます。
4. コンプライアンス(法令順守)の徹底を図り、職員・利用者や関係機関の権利を尊重したガバナンス(組織統治)並びに健全な財務規律の確立を図ります。
5. キャリアアップとして職能団体等への加入や活動をとおして自己研鑽に努め、利用者支援力の向上に努めます。
6. くるみん認定にともなった職場環境作りに取り組むと同時に、愛恵協会職員としてのプライドを持ったマナー・ルールで行動することに努めます。

生活保護・生活訓練部門

多機能型生活保護施設更生施設 愛恵園

公益事業障がい者共同住居ぷらっとホーム

愛恵園授産所

生活訓練事業所あい

ショートステイあいあい

日中一時支援あいあい

あいけいホーム

あいけいホームⅡ

あいけいホームⅢ

平成 30 年度 生活保護・生活訓練部門 運営方針・事業計画(案)

平成 30 年 3 月 16 日
生活保護・生活訓練部門
岡本 志朗

<運営方針>

愛恵園、愛恵園授産所においては、多機能型生活保護施設として福祉事務所・ハローワーク等の関係機関との連携を通じて、その役割を周知します。そして地域に必要な社会資源として認知されよう積極的に取り組みます。

また、生活訓練事業所あい、あいけいホームにおいては、生活訓練の機能を意識してショートステイや体験利用の受入れを積極的に行います。そのためにはサビ管を通じて関係機関との連携を強化します。

<事業計画>

1 愛恵園

障がいや反社会性・非社会性を持った利用者に対して、個別支援計画に基づいて職員共通認識のもと支援を行います。また各種委託事業や通所事業を通じて多様な状況の利用者への支援にも取り組みます。

2 愛恵園授産所

安定運営に欠かせない定員確保と食材加工を中心とした授産収益の増収に努めます。また入所促進ワーキンググループを活用した多機能型生活保護施設を意識します。

3 生活訓練事業所あい

運営の安定に資するため高水準の利用率の維持に努めます。またショートステイの利用促進を通じて地域生活の支援を図ります。

4 あいけいホーム

関係機関とのネットワークの構築を図り、利用者支援をチームで展開するとの意識を持ちます。また体験利用の受入れを積極的に進めます。

平成 30 年度 多機能型生活保護施設更生施設 愛恵園

運営方針 事業計画(案)

〈運営方針〉

生活保護受給者数は、景気回復の兆しはあるものの雇用形態の不安定さから経済格差が広がり、過去最高を更新し続けております。愛恵園においては、このような多様化・複雑化する生活保護をめぐる状況や経済的困窮に加え社会的に孤立する生活困窮者への支援に対応すべく、多機能型生活保護施設として幅広く事業を周知し必要な地域資源となり得るよう取組みます。また、生活保護を通しての経験や愛恵園の機能を活用し、積極的に「生活困窮者自立支援法」等に関わることで地域に貢献します。

〈事業計画〉

- (1) 多機能型生活保護施設として、各種相談受付から地域支援まで関係機関と連携を図りながら対象者の自立支援を行う。
- (2) 各種委託事業や保護施設通所事業を通して在宅者の生活支援を行う。
- (3) 利用者個々に応じた個別支援計画を提供するため、障がいや反社会性・非社会性を持った利用者に対しても、特性に応じた支援が行えるようプログラムの導入や支援技術の向上を図る。
- (4) 生活保護受給者に限らず、地域の生活困窮者に対しても施設機能を活用し、アウトリーチやネットワーク作りを通して生活困窮者自立支援法に関わる。
- (5) 地域の各種団体活動への協力や防災拠点としての機能を発揮し、地域住民との交流を図りながら地域貢献を行う。

平成 30 年度 ふらっとホーム事業計画(案)

〈運営方針〉

共同住居での生活を通じて、地域住民の一員として地域の活動に参加して行けるよう支援します。

また、利用者に対しては建物管理者として、継続して安定した生活が送れるように愛恵協会の生活支援事業を活用しながら、関係機関との連携調整、生活相談等の支援を行います。

〈事業計画〉

- (1) 利用者の個々の課題や目標を明確にして生活支援を行う。
- (2) 建物管理者として苦情等に対して積極的に改善に努める。
- (3) 定期的な訪問等によって生活状況等の把握に努める。
- (4) 地域生活の拠点として、有効利用を図る。
- (5) 安心して暮らせるように住環境の整備を行う。

平成 30 年度 愛恵園授産所運営方針・事業計画(案)

<運営方針>

愛恵園授産所の運営の安定に向けて、定員確保と授産作業の効率化、作業量の増加による授産収益の増収に取り組めます。そのために生活保護部門が一体となり、多機能型生活保護施設として機能を発揮します。また福祉事務所・ハローワーク等の関連機関との連携を強化し支援を行います。

<事業計画>

- (1) 安定運営のために定員確保及び農業と食材加工を中心とした授産収益の増収に取り組めます。
- (2) 多機能型生活保護施設として更生施設 愛恵園と入所促進ワーキンググループを活用した生活支援・作業支援に取り組めます。
- (3) 個別支援計画に基づいて、職員共通認識のもと支援を行います。そのために支援に資する研修等を受講して、支援力の向上に努めます。
- (4) 生活保護就労相談員やケースワーカーと協働して、通所率の向上を図ります。
- (5) 傷病や障がい等の多様な状況にある利用者に対して、状況に応じた就労準備、就労支援を展開します。

平成 30 年度 生活訓練事業所あい 運営方針・事業計画（案）

運営方針

利用者一人一人が望む生活ができるようになるための生活リハビリテーション事業所とするだけでなく、家族や親族の力を活かし、行政機関、福祉サービス事業所等の関係者と連携を強化することで、チームによる支援が充実できるように取り組みます。

事業計画

1. 充実した支援による運営の安定化
職員が充実した支援を提供することで、利用者が安心感を継続できるように事業を展開する。経営面においても、運営継続の支障とならないように高水準の利用率維持に努めることで、運営を安定化させる。
2. 利用者自身の退所後の希望する生活を踏まえた支援体制の構築
 - ・施設見学や体験利用の期間等、利用開始前から、退所後の生活の希望も含めて、利用者及びその周囲のアセスメントを十分に行う。
 - ・アセスメント及び利用者自身の希望を踏まえ、個別支援計画は利用者自身が分かりやすい言葉で作成する。
 - ・定期的に個別支援計画の見直しを行い、内容を職員全体で共有し、計画に基づいたサービス提供を徹底する。
 - ・（利用開始後、3ヶ月で見直し、その後、3ヶ月毎にモニタリングを実施し、必要に応じた支援計画の見直しを行う。）
 - ・利用者自身が希望する生活ができるように生活能力の向上のために適切な支援を行う。
3. 家族や親族の思いを受け止めつつ、利用者自身を含めた家族や親族のあり方を一緒に考える
家族教室を年3回実施し、家族や親族が自らの思いを話し共有するとともに、利用者及び家族・親族のあり方について一緒に考える機会を持つ。
4. 職員は専門職として自己研鑽を行い資質向上に努める。
 - ・普段の業務をとおして、経験年数のある職員から新人職員へのスーパービジョンを実施することで面接技術・コミュニケーション技術の向上を図る。
 - ・各種研修についての情報を共有し、積極的な研修参加を促し、成果については、職員間で共有することで、普段の業務に活かせるように取り組む。

- ・定期的な管理者面接によるスーパービジョンを受けることで、普段の業務の振り返りを行うことで、よりよい支援に繋がるように取り組む。
5. 地域生活に必要な社会資源を利用者が活用できるような環境を構築するため、支援者として関係機関との連携を強化するだけでなく、必要な要望を行政や福祉サービスの調整役である相談支援事業所に伝える。
- ・書類の記入や申請など、利用者自身で出来ることは自らおこなうように支援する。
 - ・岡崎・幸田地域を中心とした福祉状況を把握し、利用者への必要な情報提供を行うだけでなく、今後の必要なことを実際の業務の中から考える。
 - ・法人内各機関及び法人外関係機関との連携を強化する。

運営方針・事業計画

運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービス提供に取り組むことで、利用者にとって心地よい場となるように努める。また、相談支援事業所、他の福祉サービス事業所、行政機関等の関係機関との連携を深めることで、利用者が利用しやすい事業所となるように努めます。

事業計画

1. チーム支援により、適切なサービス提供体制を確立する
 - ・ 医療行為を伴わない重度身体障がい者の受入れに努める。
 - ・ 関係機関と連携し、介護者の突然の入院や死亡等あるいは虐待により極めて緊急的な当該障がい者の保護を行う。
 - ・ 関係機関と連携することで、障がい特性の理解を深め、特性に配慮したサービス提供に努める。
(本人のこだわり、見守りや声掛け、介助が必要な日常生活の理解や対人関係や疎通性に配慮する)
2. 職員は専門職としての自己研鑽による資質向上に努め、常に有効な援助方法を追求する
 - ・ 面接、コミュニケーション、介護技術等の研鑽に努める。
(コミュニケーション技術や身体介助技術の向上、生活環境整備)
3. 関係機関との連携を強化する
 - ・ 利用者に関する必要な介助方法等の情報を関係機関との間で共有化し、チーム支援できる体制を構築することで、よりよいサービス提供に努める
(生活の中で普段行っている声掛けや介助などの方法、タイミング等の確認)
4. 日中活動への配慮
 - ・ 常時利用している日中活動参加（通所や通勤及び通所先の送迎サービス等）への配慮を行う
(日中利用事業所への通所や就労先への通勤するため朝の声掛けや支度の手伝いを行う。前日の夜の着替えや持ち物の確認、準備・予定の確認。日中活動(通所)先への情報提供。)

平成 30 年度 あいけいホーム・あいけいホームⅡ・あいけいホームⅢ
運営方針・事業計画 <案>

運営方針

地域でより安心して暮らすために、地域住民としての意識を持ち、地域における役割、各種行事への参加を通じて本人が自分らしく生きるための支援を行う。また、毎日の暮らしでは障がいの枠を超えお互いに支え合う共同生活を目指す。支援者はそれぞれの役割を明確にし、地域での個々の生活をチームで支援していく。

事業計画

1. 幸田町グループホームの運営準備に取り組む。
2. 個別支援計画に沿った支援の実施とスタッフミーティングにおいて支援計画の共通認識を図る。また、定期的な個別面談を行い、ニーズの把握・評価・見直しを実施する。
3. 相談事業所、バックアップ施設、障害者就業・生活支援センター、居宅支援事業所、日中支援事業所、行政機関、家族、地域住民等のインフォーマルな社会資源を活用してネットワークの構築をはかり、利用者をチームで支援する。
4. 社会参加の一環として、建屋ごとに地域行事への参加や季節行事、日帰り旅行等の活動を支援する。
5. 建屋ミーティングやケース担当者による個別面談を定期的に行い、互いに支え合う共同生活を目指す。
6. 利用日数 80 日以上の体験利用受け入れを進める。

セルフ生活介護部門

愛恵ワークス

舞木ワークス

ステップやまなか

多機能事業所てんじん

日中一時支援てんじん

平成30年度セルフ・生活介護事業計画(案)

セルフ生活介護部門(愛恵ワークス・舞木ワークス・ステップやまなか・多機能事業所てんじん)

- ・ 共通事項

法人の理念、方針、計画に基づき事業展開を行い、他のセルフ・生活介護部門との連携を取りながら、各事業の充実を図ります。

- ・ 生活介護

安心して過ごせる場所の提供を行い、ヒヤリハットの事例を検証し、事故予防に努める。

- ・ 就労継続支援B型

工賃向上計画に基づき、目標工賃を設定し、達成するための取り組みをおこなう。

- ・ 就労移行

移行支援プログラムを充実し、利用者に必要な知識、能力を高め、就労実績を上げる。

1 運営方針

法人の運営方針・中長期計画・事業計画に基づき、関係機関との連携を取りながら、生活介護事業・就労継続B型事業それぞれの事業内容の充実を図ります。

利用者にとって過ごしやすく働きやすい事業所である為、支援を通じて信頼関係を築き、職員が一丸となって個別支援計画に基づいたサービス提供ができる様、職員の資質向上と育成に取り組みます。

2 事業計画

◎事業内容の充実

■共通事項

- ・2ヶ月毎に利用者と面談を行う。
 - ニーズの確認をし、支援計画の評価を行い、必要に応じて見直しを行う。
 - 相談支援事業所を活用し、保護者への情報提供を行う。
 - ショートステイ、グループホームの体験利用等を進める。
- ・毎月、職員会議及びケース会議を実施する。
 - 職員会議 (担当者の確認、ヒヤリハット対策など)
 - ケース会議 (利用者支援モニタリングなど)

■生活介護

- ・ミーティングを取り入れ、安全安心を第一に利用者の社会参加する活動を行う。
 - 外出プログラム
 - 地域行事への参加
 - ボランティアの受け入れ
- ・生産活動においては、利用者個々にあった作業を提供する。

■就労継続

- ・工賃向上計画を見直し、目標工賃の設定をする。
- ・ミーティングを定期的に行い、利用者と共に製品の品質向上、売り上げ増を目指す。
 - 働く場のルール決め
 - 外出行事やレクリエーションなど

運営方針

法人の理念、方針、計画に基づく事業展開を行いセルフ部門で連携しながら質の高いサービスの提供に努めます。

就労移行支援事業は、一般就労への移行実績をより上げていきます。

就労継続B型事業は、より高い工賃の支給を目指し生産活動に取り組みます。

生活介護事業は、生活の質の向上のためにプログラムの充実を図ります。

事業計画

共通事項

- ・利用者の個性や特徴を把握した適切な支援を行い、トラブルや事故予防に努める。
- ・障害の理解、職員の資質向上を目指し研修を受講する。
(自閉症の理解、発達障害の理解、障がい者支援の技術)
- ・利用者が活動しやすい環境の整備をすすめる。

就労移行支援事業

- ・利用者の確保に努める。
- ・会社見学・職場実習の場を設け、利用者の一般就労への意識を高める。
- ・他の就労支援事業所と連携し、就労定着率を上げる。
- ・職員の就労支援技術向上のため研修を受講をすすめる。

就労継続B型事業

- ・工賃向上計画を見直し、目標工賃を設定する。
- ・受託作業において品質向上に努める。
- ・利用者個々の作業のスキルアップを図る。
- ・施設外就労のあり方を検討する。

生活介護事業

- ・利用者の活動の幅を広げる新規のプログラムを取り入れる。
- ・保護者との面談を行い、利用者にとってより良いサービス提供を行う。
- ・生産活動においては、利用者に合った作業を行い、品質を第一とする。
- ・利用者にとって落ち着ける環境を整える。

平成30年度ステップやまなか運営方針・事業計画（案）

< 運 営 方 針 >

就労継続支援（B）型事業として工賃の向上、職業準備支援を含む就職活動、社会資源を活かした余暇活動等、利用者個々のニーズに沿った個別支援計画の作成により支援を実施します。

また、法人事業計画のなかしば整備計画に則り、改築移転に向け利用者、職員が共に安心、安全な活動ができるよう事業所の運営に取り組みます。

< 事 業 計 画 >

- (1) 建物の老朽化に伴い、安全を配慮した事業所内外の環境作りに取り組みます。
- (2) なかしばエリアの整備計画に基づき、事業所の移転改築に向けた計画を推進します。
- (3) 当事者活動である全体会、委員会の開催により施設への理解を深め利用者の意見が様々な活動に反映される環境作りに取り組みます。
- (4) 農産物関連企業、団体との関係強化により計画的な生産、加工、販売を利用者、職員一丸となって授産活動の確立に取り組みます。
- (5) 個別支援計画を身近に感じ、互いにニーズの認識ができるようアセスメントを重視した利用者サービス管理責任者、職員の面談や活動時のコミュニケーションの充実に取り組みます。
- (6) 地域の相談支援事業所と連携し家族を含めた関係機関との連携を強化し利用者のニーズに沿った支援を行います。また、職場適応援助者支援事業において地域の障害者職業センター、西三河障害者就業・生活支援センター輪輪との連携により職場の状況を把握し障害者、事業主の双方の同意を得た上で適切なジョブコーチ支援に取り組みます。また、就労継続支援（B）型事業との兼務を理解した上で職員全員が重要性を意識した業務に取り組みます。

1 運営方針

生活介護事業所・就労継続B型事業のそれぞれの事業内容の充実を目指すと共に多機能事業所として安定運営をすすめていきます。

2 事業所

〈生活介護事業〉

- ① 必要な介護サービスの提供を行います。
 - 1 個別の支援方法の共有化
(食事介助・排泄介助・入浴介助)
 - 2 介護技術の向上・腰痛予防の取り組み
- ② 安心して過ごせる場所の提供を行います。
 - 1 ヒヤリハットの意見を現場に反映させる。
 - 2 医療的ケアの充実を図る。
 - 3 リハビリ支援計画に基づいて実施する。
 - 4 利用者ごとの食事形態に合わせた給食の提供
 - 5 レクリエーション・創作活動等利用者が楽しめるよう創意工夫する。
- ③ 利用者のニーズを取り入れたサービス提供を行います。
 - 1 プログラム等、計画から利用者に参加して行う。
 - 2 個別支援計画書の作成や見直しの際にニーズを聞き取る。
 - 3 ショートステイやヘルパー等事業所を利用促進すべく相談事業所と連携する。
 - 4 日中一時支援事業所を充実を図る。

〈就労継続B型事業〉

- ① 活動を充実すべく利用者のニーズを反映した個別支援計画作成を基とし、管理者、サービス管理者との面談、関係者会議の開催により利用者が安全、安心な生活を送ることができるように支援します。また、個別支援計画のPDCAサイクルの理解と体制作りに取り組みます。
- ② 研修の参加により職員の資質向上に取り組みます。
- ③ 「工賃向上計画」を念頭に置き、更なる増収をすべく新規授産活動の開拓、既存の作業の維持と確保をPDCAサイクルを取り入れた就労活動に取り組みます。目標工賃を設定しそれを達成できるよう取り組みを行う。
- ④ 就労支援事業の充実を図り、利用者の希望に応じた、サービスを提供する。

幸田町事業部門

幸田町障害者地域活動支援センター つどいの家

幸田町障害者地域活動支援センター つどい作業所

生活支援センターこうた

(幸田町障がい者基幹相談支援センター・障害者虐待防止センター)

愛知県委託事業

平成30年度 つどいの家 運営方針・事業計画（案）

運営方針

利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の提供を行う。

事業計画

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
（生活プログラム・余暇プログラム・地域交流活動）
- ・地域及び家庭との結び付き重視した運営を行う。
- ・他の保健医療サービス、障がい者福祉サービス提供者との連携に努める。

平成30年度 つどい作業所 運営方針・事業計画（案）

1 運営方針

幸田町より指定管理を受け、総合福祉法に基づき、生活介護・就労継続B型・就労移行の3つの事業で運営することになり、今まで以上に福祉の専門性を発揮し、よりきめ細かいサービスが提供できるようにしていきます。

2 事業計画

◎事業内容の充実

■共通事項

- ・安心安全で過ごせる活動環境を整える。
- ・円滑に新しい事業に移行する。
- ・家族とのコミュニケーションを図り、円滑な運営に繋げる。

■生活介護

- ・利用者特性を把握し、支援する。
- ・家族の意見・要望を聴き、支援に繋げる。

■就労継続

- ・品質を第一に製品加工をおこなう。売上目標を設定し、利用者とともに達成を目指す。
- ・より高い工賃を目指す為の作業開拓を行う。

■就労移行

- ・利用者の確保に努める。
- ・面接会や職場実習を通じて、一般就労への意識を高める。
- ・関係機関と連携し、一般就労を目指す。

<運営方針>

平成 30 年度、生活支援センターこうたは新しい部門体制のもと、地域福祉推進・相談部門と連携しながら「障がい児・者計画相談」「障がい者相談支援事業（委託）」「障がい者基幹相談支援事業」を 3 本柱にし、相談者が望む地域生活が実現できるよう、当事者主体のチーム支援に努めます。「手をたずさえて 夢を育む 福祉のまち・幸田町」の実現を目指します。

<事業計画>

①相談支援の質向上について（計画相談・委託相談・基幹相談）

地域の相談支援事業所と連携し、相談の質の向上に努めます。

計画相談を通じ、一人一人の相談者と向き合いながら相談支援の資質向上に努めます。

②障害者の権利擁護について（基幹相談）

「障がい者虐待防止センター」としての役割の担い、あわせて町民、町内事業所に対して障がい者の権利擁護普及啓発活動に取り組みます。

③他機関とのネットワーク強化について（委託相談・基幹相談）

地域住民からの相談を通じ、他機関とのネットワークを活用し必要な制度・サービスにつなげます。

地域総合支援協議会を活用し、町内の連携強化に努めます。

④職員の育成について（計画相談・委託相談・基幹相談）

積極的に研修（内部・外部）に参加し、相談支援事業所の職員に必要なスキル向上に努めます。

平成 30 年度 愛知県受託 3 事業

運営方針 事業計画(案)

〈運営方針〉

「生活困窮者」を、積極的に把握し、かつ、子どもという目線で困窮を発見すべく、学習支援及び子ども食堂を通じ、多面的にアプローチしていく。

〈事業計画〉

- (1) 愛知県より受託する「生活困窮者自立支援法に基づく支援」
- (2) 愛知県より受託する「愛知県子どもの学習支援事業」
- (3) 愛知県より受託する「既存の資源を活用した子ども食堂」

地域福祉推進・相談部門

生活支援センター山中

相談事業所みなみ

西三河障害者就業・生活支援センター輪輪

おたまじゃくし

平成30年度 地域福祉推進・相談部門運営方針・事業計画(案)について

部門長 前田 修

※地域福祉推進・相談部門運営方針について

法人本部の運営方針・事業計画案に基づき作成しました。

地域福祉推進・相談部門の中心となる相談支援事業では利用者の望む地域生活が充実出来る支援の充実を図る為に、関係機関との連携により当事者主体のチーム支援に努めます。市町の委託相談事業については、利用者との会話を通じて支援ニーズを把握し、適切な機関や制度の利用を通じて地域生活の安定と充実を支援に努めます。

居宅介護事業のおたまじゃくしについては地域で生活する障がい者・障がい児に対し、個々のニーズに合わせた居宅介護サービス(身体介護・家事援助・通院等介助)の提供を行い、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活するための支援を行ないます。また、行動援護や地域生活支援事業(移動支援)の利用を促進し、障がい者・障がい児の余暇活動の充実に努めます。

障がい者就業・生活支援センター輪輪について、相談者の『働きたい』の実現に向けて、相談者のニーズの把握に努め、安定した生活環境の中で、やりがいと目標を持って働くことができるよう、適切な支援を実施します。また、事業主との調整により、相談者が長く安定して働ける職場環境作りの支援を実施します。

※地域福祉推進・相談部門事業計画について

相談支援事業では①相談支援業務の充実と支援力の向上②地域作りを中心に取組んで参ります。

居宅介護事業(おたまじゃくし)では①利用者やそのご家族のニーズを丁寧に確認し、個別支援計画を作成します。その個別支援計画に基づいて適切な支援を行い、必要に応じて見直しを行います。②法人内の他施設や各種関係機関と定期的に情報交換を行い、サービス提供を必要とする利用者の把握に努めます。また、ヘルパー事業に対する理解を深めもらうための働きかけを行います。

障害者就業・生活支援センター輪輪では①ハローワーク岡崎を中心に、就労移行支援事業所等関係機関との就労支援ネットワークの充実を図り、一般就労及び職場実習の場の確保に努める。②『生活支援センターこうた』及び『つどい作業所』と連携の上、幸田町での就労支援を強化する。

平成30年度 生活支援センター山中運営方針・事業計画(案)

<運営方針>

地域福祉推進・相談部門の中心となる相談支援事業では利用者の望む地域生活が充実出来る支援の充実を図る為に、関係機関との連携により当事者主体のチーム支援に努めます。また、岡崎市委託相談事業所として支援ニーズ把握し、適切な機関や制度の利用促進に取り組みます。

地域活動支援センター事業については、安心できる居場所の提供及び楽しく参加出来るプログラムの提供に努めて参ります。

<事業計画>

1. 関係機関と意見交換、情報交換を行い、利用者が望む生活が実現出来る様に相談支援に努めます。
2. サービス等利用計画については、利用者の状況に合った柔軟な計画作成とモニタリングをとおして、利用者ニーズに沿った計画の見直しを行います。
3. 岡崎市障がい者自立支援協議会個別支援専門部会・地域移行支援専門部会や障がい者福祉サービス事業相談事業所部会等連携して、地域作りに努めます。
4. 誰でもが安心して利用できる居場所の提供及び参加して楽しいプログラムの提供を行います。
5. 専門研修の受講により、専門職としての資質向上に努めます。

平成 30 年度 相談事業所「みなみ」運営方針・事業計画（案）

<運営方針>

地域福祉推進・相談部門の中心となる相談支援事業では、利用者が望む地域生活が出来る支援の充実を図る為に、関係機関との連携により当事者主体のチーム支援に努めます。みなみは岡崎市指定相談事業所として、利用者との会話を通じて支援ニーズを把握し、適切な機関や制度の利用を通じて地域生活の安定と充実を支援します。業務に優先順位を付け、より適時適切な支援が提供できるように業務の適正化を目指します。

<事業計画>

① 相談支援業務の充実と支援力の向上

必要に合わせて関係機関と意見交換をしながら、利用者の納得と安心を目指して対人援助の技術を用いた相談支援をおこないます。職員は制度の把握、理解に加え研鑽となる研修等に参加し、支援力の向上を目指します。

② サービス等利用計画の作成及びモニタリングの実施

計画相談の書類手続きを遅滞なくおこないます。モニタリングはマニュアルを基本に利用者の状況に合わせた柔軟な実施方法を検討し、新規の相談に対応していける支援体制作りを目指します。

③ 行政機関との連携

行政機関と連携し円滑な業務の遂行を目指します。また、岡崎市自立支援協議会個別支援専門部会委員、西三河南部東圏域会議委員、岡崎市障がい支援区分認定調査員等の業務を通じて福祉行政に協力します。

④ 自立を目指した福祉サービスの情報提供の実施

保護者の急な不在による支援ニーズや親亡き後の生活といった利用者のニーズに対し、短期入所利用やグループホーム体験利用等の情報提供をおこないます。

⑤ 働きやすい職場作り

日頃から職員同士のコミュニケーションを持ち、支援状況を共有し、職員個人で抱え込まずにチームで支援していきます。また、業務に支障のないように休暇を取得し、毎日元気に仕事ができる職場環境を作ります。

平成30年度 西三河障害者就業・生活支援センター輪輸運営方針・事業計画(案)

【運営方針】

相談者の『働きたい』の実現に向けて、相談者のニーズの把握に努め、安定した生活環境の中で、やりがいと目標を持って働くことができるよう、適切な支援を実施します。また、事業主との調整により、相談者が長く安定して働ける職場環境作りの支援を実施します。

平成30年4月より、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加わることとなり、法定雇用率が現行の2.0%から2.2%(民間企業)へ引き上げられます。また、平成33年4月までにはさらに0.1%引き上げられることが決まっており、障害者を雇用する企業の不安の解消に向けた、障害者雇用ノウハウの提供や職場実習の提案をはじめマッチングの支援等、企業への支援の強化を図る事が必要となります。

また、平成30年4月より改正障害者総合支援法の中で就労定着支援事業が新たに創設されます。地域の就労支援機関は年々増加し、今後も障害者雇用の拡大を図る観点から、地域における就労支援のネットワークの構築や関係機関の連携をさらに強化する必要があり、ハローワークを中心としたチーム支援の充実を基本に、障害者就業・生活支援センターとして西三河南部東圏域(岡崎市・幸田町)の労働行政の活性化に向けた就労支援体制の強化に取り組んでまいります。

【事業計画】

1. ハローワーク岡崎を中心に、就労移行支援事業所等関係機関との就労支援ネットワークの充実を図り、一般就労及び職場実習の場の確保に努める。
2. 『生活支援センターこうた』及び『つどい作業所』と連携の上、幸田町での就労支援を強化する。
3. 職員の資質向上を目的とし、就労支援に関連する研修に参加する。
4. 年間2回、関係機関との連絡会議を開催し、連携を強化する。
5. 年間6回、「働く仲間の交流会」を実施し、登録者同士の交流を図り、職場定着を促す。

平成 30 年度 おたまじゃくし 運営方針及び事業計画（案）

<運営方針>

地域で生活する障がい者・障がい児に対し、個々のニーズに合わせた居宅介護サービス（身体介護・家事援助・通院等介助）の提供を行い、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活するための支援を行ないます。また、行動援護や地域生活支援事業（移動支援）の利用を促進し、障がい者・障がい児の余暇活動の充実に努めます。そのために、法人内の他施設や各種関係機関等と連携し、個々のニーズに柔軟に対応できる体制作りを行ないます。

<事業計画>

- 1、利用者やそのご家族のニーズを丁寧に確認し、個別支援計画を作成します。その個別支援計画に基づいて適切な支援を行い、必要に応じて見直しを行います。
- 2、職員の資質向上の為に、毎月 1 回ヘルパーミーティングを実施します。また、法人内部や他機関の実施する研修会などにも積極的に参加できるように情報提供や環境を整備し、サービスを提供する上で必要な知識、技術の習得に努めます。
- 3、法人内の他施設や各種関係機関と定期的に情報交換を行い、サービス提供を必要とする利用者の把握に努めます。また、ヘルパー事業に対する理解を深めてもらうための働きかけを行います。
 - ・ 1 カ月に 1 回、関係機関が集まり情報交換を行います。
- 4、職員それぞれの希望に沿った働き方を提案し、互いに協力しながら、安心して働ける働きやすい職場作りに努めます。